

梅ヶ枝中央会計

相続・贈与税制の改正等の影響

Q 平成 27 年 1 月での相続・贈与税制の主な改正点は？

A 遺産に係る基礎控除が引き下げ、相続税の最高税率の引上げ、贈与税の一般税率の最高税率の引上げがなされます。
従って、相続時精算課税の適用を含め、慎重な対応が必要です。

【相続税の基礎控除が縮小】

【改正前】 5,000 万円 + (1,000 万円 × 法定相続人の数)	【改正後】 3,000 万円 + (600 万円 × 法定相続人の数)
---	---

【相続時精算課税の検討】

特別控除額が 2,500 万円の相続時精算課税制度は、右のとおり適用対象が拡大しています。しかしながら、**一旦相続時精算課税を選択した場合、その後の撤回はできず、暦年課税制度は利用できません。**

【改正前】 贈与をした年の 1 月 1 日において 65 歳以上の者	【改正後】 贈与をした年の 1 月 1 日において 80 歳以上の者
【改正前】 贈与を受けた年の 1 月 1 日において 20 歳以上の者	【改正後】 贈与を受けた年の 1 月 1 日において 20 歳以上の者
贈与を受けた時において贈与者の推定相続人	贈与を受けた時において贈与者の推定相続人及び孫

【暦年課税による相続税対策…生命保険の活用】

暦年課税制度による贈与税について、110 万円の基礎控除額は変化なく、最低税率 10% に変化はないため、310 万円の贈与でも、税額は 20 万円(310 万円 - 110 万円 = 200 万円。200 万円 × 10%) となります。

従って、相続時精算課税を検討する前に、相続税の負担を回避するため、生命保険の掛金相当を贈与し(贈与税の納付履歴の明確化等)、所得税控除後の保

基礎控除後の課税価格	改正前	改正後(2015/1/1~)	
	税率	一般税率 (一般贈与財産) (※)	特例税率 (特例贈与財産) (※)
~ 200 万円以下	10%	10%	10%
200 万円超 ~ 300 万円以下	15%	15%	15%
300 万円超 ~ 400 万円以下	20%	20%	20%
400 万円超 ~ 600 万円以下	30%	30%	20%
600 万円超 ~ 1,000 万円以下	40%	40%	30%
1,000 万円超 ~ 1,500 万円以下	50%	45%	40%
1,500 万円超 ~ 3,000 万円以下		50%	45%
3,000 万円超 ~ 4,500 万円以下		55%	50%
4,500 万円超 ~			55%

※暦年課税の場合において、直系尊属(父母や祖父母など)からの贈与により財産を取得した受贈者(財産の贈与を受けた年の 1 月 1 日において 20 歳以上の者に限ります)については、「特例税率」を適用して税額を計算します。
この特例税率の適用がある財産のことを「特例贈与財産」といいます。また、特例税率の適用がない財産(「一般税率」を適用する財産)のことを「一般贈与財産」といいます。

険金額を相続税の納付に充当するスキームが有効と考えられます。

※被保険者を被相続人とし、契約者・死亡保険受取人を同一相続人とした場合、一時所得とはなるものの、相続税の課税対象とはなりません。

個人による付保(一時金)

契約者	被保険者	死亡保険受取人	税金の種類
A(夫)	A(夫)	C(子)	相続税
B(妻)	A(夫)	C(子)	贈与税
C(子)	A(夫)	C(子)	所得税・住民税(一時所得) 「死亡保険金-必要経費(既払込保険料相当額)-特別控除(50 万円)」が一時所得となり、この金額を 1/2 した額を他の所得と合算して所得税の計算

贈与についての根拠:事務連絡(昭和 58 年 9 月)(HP 上では把握不可能のため、個人 HP を引用)

生命保険料の負担者の判定について

1. 被相続人の死亡又は生命保険契約の満期により保険金等を取付した場合、もしくは保険事故は発生していないが保険料の負担者が死亡した場合において、当該生命保険金又は当該生命保険契約に関する権利の課税に当たっては、それぞれ保険料の負担者からそれらを相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなして、相続税又は贈与税を課税することとしている(相法 3(1)一、三、5)。

※生命保険金を受け取った者が保険料を負担している場合には、所得税(一時所得又は雑所得)が課税される。

2. 生命保険契約の締結にあたっては、生計を維持している父親等が契約者となり、被保険者は父親等、受取人は子供等としてその保険料の支払いは父親等が負担している、というのが通例である。このような場合には、保険料の支払いについて、父親等と子供等との間に贈与関係は生じないとして、相続税法の規定に基づき、保険事故発生時を課税時期としてとらえ、保険金を受け取った子供等に対して相続税又は贈与税を課税することとしている。

3. ところが、最近、保険料支払能力のない子供等を契約者および受取人とした生命保険契約を父親等が締結し、その支払保険料については、父親等が子供等に現金を贈与し、その現金を保険料の支払いに充てるという事例が見受けられるようになった。

4. この場合の支払保険料の負担者の判定については、過去の保険料の支払資金は父親等から贈与を受けた現金を充てていた旨、子供等(納税者)から主張があった場合は、事実関係を検討の上、例えば、(1)毎年の贈与契約書、(2)過去の贈与税申告書、(3)所得税の確定申告等における生命保険料控除の状況、(4)その他贈与の事実が認定できるものなどから贈与事実の心証が得られたものは、これを認めることとする。

特に小規模宅地等の特例を適用するにあたり、相続人が複数人となり、一定の相続人のみに相続される土地を減額する場合、減額前の価値の公平性より、分割協議の難航が想定されます。

このような場合、生命保険を利用し他の相続人に「代償分割」することにより不公平感を削減することが可能となります。